

静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム
再構築業務委託
提案競技実施要領

令和7年6月

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

<配布資料>

提案競技実施要領

- 参加表明書 (様式1)
- 質問書 (様式2)
- 提案ソフトウェアの受注・稼働実績 (様式3)
- 見積内訳書 (様式4)
- 機能チェックリスト (様式5)
- 参加辞退届 (様式6)

提案書評価基準 (別紙1)

提案書等作成要領

契約書 (案)

仕様書

機密保持誓約書

<提案競技スケジュール>

日付	内容
令和7年6月20日(金)	提案競技の告知
令和7年6月20日(金)	提案競技実施要領の交付開始
令和7年7月22日(火)	質問受付期限
令和7年7月29日(火)	質問回答期限
令和7年7月30日(水)	提案競技実施要領配布終了、参加表明書の提出期限 (17時)
令和7年8月1日(金)	参加資格確認通知書発出
令和7年8月4日(月)	提案書提出期限 (正午)
令和7年8月5日(火)	プレゼンテーション実施
令和7年8月6日(水)	優先交渉権者決定、審査結果通知 (予定)
令和7年8月19日(火)	契約締結 (予定)

静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託 提案競技実施要領

1 趣旨

本業務では、静岡県における公費負担医療受給者を管理する各システムについて、現在の環境や業務要件に合うようにシステムを再構築する。現行システムは、平成13年度から運用を行っているが、システムの老朽化、セキュリティ強化の必要性の問題に対応し、より高機能・高セキュリティなシステムを低コストで運用することを目的として、新システム導入を決定した。

システムの調達にあたっては、優れた提案を得るため、提案競技（プロポーザル方式）により優先交渉権者を選定する。

この実施要領は、本業務の提案競技への参加資格、応募手続き等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続き等を示したものである。

2 提案競技の概要

(1) 業務名

静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務

(2) 業務内容

静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システムに関する設計・開発、導入、データ移行等のシステム開発及び稼働開始にあたり必要となる業務

(3) 仕様

「静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による

(4) 時期

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 担当部局

書類の提出、問合せ先は次のとおり

名 称：静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

所 在 地：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-3393

FAX 番号：054-251-7188

電子メールアドレス：shippei@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて認められた者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の日までの期間に、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用許諾を取得して

いること。

- (6) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づく ISMS 認証を取得していること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 共同企業体（ジョイントベンチャー）は、以下の条件を満たしていること。
 - ア 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 - イ 全ての構成員が(1)から(7)の条件を満たすこと。
 - ウ 静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託に係る共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は自主結成とする。
 - エ 本件業務における他の参加者とともに本件業務を実施することを予定している者でないこと。

4 手続等

- (1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所
 - ア 配布期間
公告の日から令和7年7月30日（水）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前9時から午後5時まで
 - イ 配布場所
2（5）に同じ
 - ウ 機密情報の提供
仕様書のうち、機密情報が記載された書類（以下「機密情報」という。）を提供するため、提案競技への参加を希望する者は、2（5）の担当部局に別紙「機密保持誓約書」を提出すること。
機密情報は、機密保持誓約書が提出された後に提供する。
- (2) 参加表明書の提出
提案書を提出しようとする場合は、あらかじめ次により参加表明書（様式1）を提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けないので注意すること。
 - ア 提出期限
令和7年7月30日（水）午後5時
 - イ 提出場所
2（5）に同じ
 - ウ 提出方法
持参又は郵送とする。電子メールによる提出は認めない。

エ 提出書類及び提出部数

確認	提出書類	様式	部数
	参加表明書	様式 1	1 部
	情報システム開発等の業務委託入札参加資格審査通知書の写し	—	1 部
	プライバシーマークを取得していることを証明する書類の写し	—	1 部
	ISO27001 に基づく ISMS 認証を取得していることの写し	—	1 部
	共同企業体協定書	任意	1 部

(3) 質問事項の受付・締切りについて

本調達についての質問は、質問書（様式 2）により提出すること。

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールによるものとする。なお、送信時には担当部局あて到達確認を行うこと。

ウ 提出先メールアドレス

2（5）に同じ

エ 回答期限及び方法

回答は、令和 7 年 7 月 29 日（火）までに、静岡県疾病対策課ホームページに掲載するとともに、参加表明書を提出した者すべてに電子メールアドレスあて通知する。

(4) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、別添の提案書等作成要領に基づき作成した提案書を以下により提出すること。なお、提出された提案書は返却しない。

ア 提出期限

令和 7 年 8 月 4 日（月）正午まで

イ 提出場所

2（5）に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着のこと。なお、提案書の提出期限後の差替えは認めない。

エ 提出書類及び提出部数等

確認	提出書類	様式	部数
	提案書（A4・100 ページ以内）	任意様式	6 部
	提案書・要約版（A4・20 ページ以内）	任意様式	6 部
	提案書 PDF データの電磁記録媒体	CD-R	1 部
	提案ソフトウェアの受注・稼働実績	様式 3	6 部
	見積書	任意様式	1 部
	見積内訳書	様式 4	1 部
	機能チェックリスト	様式 5	1 部

オ 著作権

提案書の著作権は、提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、県は、本事業の公表及び県が必要と認める場合、優先交渉者として選定された提案者の提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

カ 特許権等

提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象とな

っているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(5) プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーションを行うものとする。

ア 実施日

令和7年8月5日（火）

イ 実施時間、実施方法

別途通知する。

5 優先交渉権者の特定方法

(1) 提案内容の評価

優先交渉権者は、静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙1の評価基準により提案内容を評価し、特定する。

(2) 選定結果の通知

優先交渉権者の名称及び見積額は、提案書の提出を行った全ての者に対し、書面で通知する。

(3) 優先交渉権者の取扱い

5（1）により特定した優先交渉権者と委託仕様について協議の上、本業務の委託契約の手続きを行う。

(4) 優先交渉権者再選定の取扱い

優先交渉権者特定後に、当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合、若しくは、辞退した場合には、審査委員会において優先交渉権者を再選定できるものとする。

6 契約に関する事項

(1) 提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、静岡県と落札者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(2) 契約書の作成に要する経費は、全て受託者の負担とする。

(3) 優先交渉権者は、選定結果の通知を受けた日から起算して20日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、静岡県がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

7 その他

(1) 契約書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。

(3) 以下の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。

ア 提案協議実施要領の規定に違反したもの

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 提案価格上限を超えて提案されたもの

(4) 提案価格が著しく低い場合は、説明を求めることがある。

(5) 提案書の作成など、提案協議への参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(6) 契約の相手方として決定するまでは、参加辞退届（様式6）の提出により、提案競技への参加を辞退できるものとする。

(7) 提案書の作成において、静岡県から知り得た情報は、他者に漏らさないこと。

(8) 関連情報を入手するための参照窓口等

- ア 提案競技に関すること：静岡県疾病対策課ホームページ
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002857/1041022/1024150.html>
- イ 静岡県の条例、規則等に関すること：静岡県ホームページ例規集
<https://kra900.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>
- ウ 情報システム開発等の業務競争入札参加資格に関すること：静岡県電子県庁課ホームページ
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsushikaku/johosystemitaku/1042075.html>

(様式1)

参加表明書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(提出者) 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

連絡先所属氏名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先メールアドレス	

令和7年6月20日公告の「静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託」に係る提案競技に参加を表明し、期日までに提案書を提出します。

なお、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- 暴力団関係者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(様式2)

質 問 書

令和 年 月 日

会社名	
担当者所属氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

<質問内容>

資料名	条項又はページ	質問内容

(様式3)

提案ソフトウェアの受注・稼働実績

会社名			
ソフトウェア名称			
開発会社名			
発注地方公共団体			
契約金額(税込)			
受注者名			
契約時期	年 月	年 月	年 月
稼働時期	年 月	年 月	年 月
受注者選定方法			
契約業務内容			

- ・地方公共団体からの受注、稼働実績について、最大3件まで記載すること。
- ・発注地方公共団体及び契約金額(税込)は、一般に公表されている場合、又は発注者から公表の許可を得ている場合に記入すること。
- ・受注者選定方法欄は、「一般競争入札」「指名競争入札」「企画提案等」を記載すること。
- ・契約業務内容欄は、受注業務の契約名称及び業務概要を記載すること。

(様式4)

見積内訳書

会社名 _____

件名 静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託

(システム再構築費用)

区分		数量	金額 (円・税抜)	積算内訳
人 件 費	アプリケーション開発			
	環境構築			
	データ移行			
	手引書作成			
	研修			
	プロジェクト管理			
	その他			
	小計			
物 件 費	ソフトウェア	一式		
	ハードウェア	一式		
	ライセンス	一式		
	その他	一式		
	小計			
合計				

会社名 _____

(PMHシステムとの連携機能に係る追加改修費用)

項目		数量	金額 (円・税抜)	積算内訳(条件)
人件費				
	小計			
物件費				
	小計			
合計				

・PMHシステムに接続するための仕様等の情報は、デジタル庁ホームページを参照すること。

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

なお、当該改修業務にかかる詳細は、システム再構築業務の契約締結後、別途受託者と調整する。

会社名 _____

(令和8年度以降に想定するシステム年間保守費用)

項目		数量	金額 (円・税抜)	積算内訳(条件)
人件費	障害・問合せ対応			
	法改正等に伴う 小規模改修			
	小計			
物件費				
	小計			
合計				

・年間保守費用の項目設定は、任意とする。

・積算内訳(条件)には、見積の前提となる条件を記載すること。

なお、保守対応時間は原則平日の9時から17時とし、庁舎内に要員を常駐させる必要はない。

・法改正等に伴う小規模改修については、他自治体の実績を参考に、想定する人工数を記載すること。

国共通レイアウト変更に伴う調整やパラメータ変更、帳票の調整を想定しており、機能追加は想定しない。

・物件費は、機能維持に必要なライセンス料等を項目ごと記載すること。

(様式5) 機能チェックリスト

会社名 _____

提案するシステムが仕様書に示す機能を満たす場合、可否欄に「○」を記載すること。(カスタマイズにより満たす場合を含む)
また、関連する提案書のページ番号を記載すること。
提案するシステムが仕様書に示す機能を満たさない場合、可否欄に「×」を記載すること。

【システム共通機能】

区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
共通機能	1-01	利用者ごとに権限設定ができ、機能ごとの使用制限がかけられること。	必須		
	1-02	利用者ごとパスワードの設定、変更が可能であること。	必須		
	1-03	データ更新や閲覧の各処理がネットワークを介してリアルタイムにできること。データ更新においては、データ単位で排他処理が可能であること。	必須		
	1-04	各種コードの追加・修正が可能でメンテナンス機能を有すること。	必須		
	1-05	検索画面では、部分一致でのデータ検索が可能であること。	必須		
	1-06	利用者ID毎に識別可能なアクセスログを保持できること。	必須		
画面表示	2-01	画面の視認性に配慮し、業務内容に沿ったメニュー配置であること。	必須		
	2-02	データ更新、検索、帳票出力の処理中には、処理中であることを表示すること。	必須		
	2-03	必須入力項目が画面上で識別できること。	必須		
	2-04	入力エラーがある場合は、画面上にエラー項目を強調表示できること。	必須		
	2-05	ドロップダウンリストやカレンダー入力により、文字入力を省力化できること。	必須		
出力機能	3-01	台帳データの全ての項目を出力条件を指定してエクセル又はCSV形式で出力できること。	必須		
	3-02	検索結果などの一覧画面に表示される内容をエクセル又はCSV形式で出力できること。	必須		
	3-03	帳票はPDF形式で出力できること。	必須		
情報連携機能	4-01	自治体中間サーバに対して、統合宛名システムを介して、副本登録が可能であること。	必須		
	4-02	自治体中間サーバとの情報連携は、全て統合宛名システムを介して行うこと。	必須		
	4-03	統合宛名システムと連携し、宛名登録、情報提供、情報照会ができること。なお、統合宛名システムとの連携方式、データレイアウト等は、統合宛名システムの仕様に従うこと。	必須		
	4-04	住民基本台帳ネットワークシステムに対して情報照会を行うファイルを出力できること。	必須		
	4-05	情報照会及び情報提供の履歴を保持できること。	必須		
	4-06	PMHシステムとの情報連携機能の追加が可能であること。なお、機能追加について、落札業者との別途契約を想定している。	必須		

【指定難病医療受給者管理システム】

区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
新規申請	1-01	次の項目を管理できること。 受給者情報「受給者番号」「受給者氏名」「受給者氏名カナ」「生年月日」「年齢」「郵便番号」「住所」「電話番号」「個人番号」「統合宛名番号」	必須		
	1-02	加入医療保険情報「保険種別」「保険者名」「記号・番号」「適用区分」「被保険者氏名」「被保険者氏名カナ」	必須		
	1-03	申請者情報「申請者氏名」「申請者氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」	必須		
	1-04	問合せ先情報(項目は「問合せ先氏名」「問合せ先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」が記載できることが望ましい。)	任意		
	1-05	送付先情報「送付先氏名」「送付先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」「特記事項」「別送の有無」	必須		
	1-06	申請者情報・問合せ先情報・送付先情報は、受給者情報から複写入力ができることが望ましい。	任意		
	1-07	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。 (市町村コードは、中間サーバへの情報照会先の設定に使用することを想定)	任意		
	1-08	疾患情報「疾患番号」「疾患枝番号」「疾患名」「診断年月日」「アクセスキー」 (診断年月日：支給開始日の判断基準となる日付)	必須		
	1-09	負担上限月額情報「軽減区分」「本人年収」「生活保護情報」「氏名」「続柄」「市町村民税額」「負担上限月額」「按分後負担上限月額」 なお、負担上限月額は、軽減区分・本人年収・市町村民税額から自動判定できることが望ましい。	必須 任意		
	1-10	その他情報「研究利用同意フラグ」「要支援者フラグ」「特記事項」	必須		
	1-11	登録者証情報「受理年月日」「有効期間開始年月日」	必須		
	1-12	医療機関情報「医療機関名」「指定医療機関番号」「郵便番号」「所在地」「電話番号」	必須		
	1-13	日付管理「受理年月日」「交付年月日」「給付開始年月日」「有効期間」	必須		
	1-14	申請の審査状態に関する決裁管理機能を有すること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。	必須		
	1-15	新規認定の場合、疾患番号に基づき受給者番号の自動採番ができること。	必須		
	1-16	支給認定基準世帯員の個人番号が管理できること。	必須		
	1-17	複数疾患情報が管理できること。	必須		
	1-18	転入新規フラグが管理できること。	必須		
	1-19	受給者証を出力できること。	必須		
	1-20	受給者情報を条件検索し、一覧画面表示ができること。	必須		
	1-21	受給者情報を条件検索した結果をエクセル又はCSV形式で出力できること。	必須		
	1-22	情報連携で取得した氏名、住所、課税情報、加入医療保険情報を、任意に受給者台帳へ反映できる機能があることが望ましい。	任意		
変更申請	2-01	新規申請と同様の項目が管理できること。	必須		
	2-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	2-03	変更申請の受付中であっても、変更前の受給者証を出力できること。	必須		
	2-04	変更理由が管理できること。	必須		
	2-05	申請の決裁管理ができること。	必須		
	2-06	履歴情報を保持できること。	必須		
	2-07	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。	必須		
記載事項変更届	3-01	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	3-02	履歴情報を保持できること。	必須		
	3-03	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。	必須		
更新申請	4-01	新規申請と同様の項目が管理できること。	必須		
	4-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	4-03	変更申請と更新申請が同時に管理できること。	必須		
	4-04	更新申請の受付中であっても、更新前の受給者証を出力できること。	必須		
	4-05	申請の決裁管理ができること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。	必須		
	4-06	履歴情報を保持できること。	必須		
	4-07	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。	必須		
再交付	5-01	既存台帳情報を表示し、交付年月日の上書き入力ができること。	必須		
	5-02	申請の決裁管理ができること。	必須		
	5-03	履歴情報を保持できること。	必須		

区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
失効	6-01	既存台帳情報を表示し、失効・資格喪失情報を入力できること。	必須		
	6-02	失効理由を入力できること。	必須		
登録者証	7-01	患者台帳情報から検索表示ができること。	必須		
	7-02	登録者証情報を管理できること。	必須		
	7-03	履歴情報を保持できること。	必須		
	7-04	登録者証を出力できること。	必須		
指定医	8-01	次の項目を管理できること。 「指定医氏名」「指定医氏名カナ」「郵便番号」「指定医住所」「指定医番号」「指定医区分」「主たる勤務先名称」「主たる勤務先所在地」「従たる勤務先名称」「診療科」「従たる勤務先所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医籍登録番号」「医籍登録年月日」「専門医資格」「学会名」「指定医研修の名称」「指定医研修修了日」「特記事項」	必須		
	8-02	勤務先情報は、指定医療機関情報から引用入力できることが望ましい。	任意		
	8-03	日付管理「当初指定年月日」「有効期間」	必須		
	8-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。	任意		
	8-05	指定状態を管理できること。	必須		
	8-06	履歴情報を保持できることが望ましい。	任意		
	8-07	有効期間等を指定した指定医療医の条件検索、データ抽出が可能であること。	必須		
	8-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。	必須		
指定医療機関	9-01	医療機関マスタを設け、次の項目を管理できること。 「医療機関名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医療機関コード」「指定医療機関番号」「指定医療機関区分」「診療科名」	必須		
	9-02	開設者情報「氏名(名称)」「郵便番号」「住所(所在地)」「代表者職氏名」「電話番号」	必須		
	9-03	日付管理「当初指定年月日」「有効期間」「廃止年月日」「休止年月日」	必須		
	9-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。	任意		
	9-05	指定状態を管理できること。	必須		
	9-06	履歴情報を保持できることが望ましい。	任意		
	9-07	有効期間等を指定した指定医療機関の条件検索、データ抽出が可能であること。	必須		
	9-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。	必須		
医療費情報	10-01	受給者番号をキーに、医療費情報の管理ができること。	必須		
	10-02	国民健康保険連合会、診療報酬支払基金の連名簿データの取込が行えること。	必須		
	10-03	期間や疾患番号等を指定した医療費の条件検索、データ抽出ができること。	必須		
	10-04	医療費情報集計結果のエクセル又はCSV出力ができること。	必須		
情報連携	11-01	番号法に基づく特定個人情報の情報照会の依頼データが出力できること。 なお、データレイアウトは別紙3「情報連携仕様書」及びデジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」を参照すること。 ・「1 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項」 ・「2 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」 ・「15 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」 ・「17 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」 ・「31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」 ・「52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」 ・「83 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」	必須		
	11-02	番号法に基づく特定個人情報の副本登録用のデータを抽出できること。 なお、データレイアウトは別紙3「情報連携仕様書」を参照すること。 ・「82 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」 ・「82 指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」	必須		
	11-03	PMH対応のため、受給者証情報の副本登録を行う場合、対応が可能であること。（別契約でのシステム改修を想定）	必須		
マスタ管理	12-01	疾患情報「疾患名」「疾患番号」のマスタ管理ができること	必須		
	12-02	保険者情報「保険者名」「保険者種別」のマスタ管理ができること。	必須		
	12-03	市町村民税額、本人年収に応じた階層区分のマスタ管理ができること。	必須		
	12-04	階層区分、軽減区分に応じた負担上限月額のマスタ管理ができること。	必須		
	12-05	その他、各種コードのマスタ管理ができること。	必須		
帳票出力	13-01	別紙4「出力帳票一覧」に示す帳票が出力できること。 なお、参考に現行帳票の様式を示すが、詳細は静岡県と協議の上決定すること。	必須		
	13-02	決裁日、申請種別等を選択して、交付者一覧表、受給者証が出力できること。	必須		
	13-03	番号法に基づく特定個人情報の情報照会結果を帳票として出力できること。	必須		
	13-04	災害時要援護者支援情報を管理するリストが出力できることが望ましい。	任意		

区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
【特定疾患医療受給者管理システム】					
区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
新規申請	1-01	次の項目を管理できること。 受給者情報「受給者番号」「受給者氏名」「受給者氏名カナ」「生年月日」「年齢」「郵便番号」「住所」「電話番号」	必須		
	1-02	加入医療保険情報「保険種別」「保険者名」「記号・番号」「適用区分」「被保険者氏名」「被保険者氏名カナ」	必須		
	1-03	申請者情報「申請者氏名」「申請者氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」	必須		
	1-04	問合せ先情報（項目は「問合せ先氏名」「問合せ先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」が記載できることが望ましい。）	任意		
	1-05	送付先情報「送付先氏名」「送付先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」「特記事項」	必須		
		なお、「別送の有無」を管理できることが望ましい。	任意		
	1-06	申請者情報・問合せ先情報・送付先情報は、受給者情報から複写入力ができることが望ましい。	任意		
	1-07	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。	任意		
	1-08	疾患情報「疾患番号」「疾患名」	必須		
	1-09	負担上限月額情報「軽減区分」「本人年収」「生活保護フラグ」「氏名」「続柄」「市町村民税額」「負担上限月額」「按分後負担上限月額」なお、負担上限月額は、軽減区分・本人年収・市町村民税額から自動判定できることが望ましい。	任意		
	1-10	医療機関情報「医療機関名」「指定医療機関番号」「郵便番号」「所在地」「電話番号」	必須		
	1-11	日付管理「受理年月日」「交付年月日」「有効期間」	必須		
	1-12	申請の審査状態に関する決裁管理機能を有すること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。	必須		
	1-13	新規認定の場合、疾患番号に基づき受給者番号の自動採番ができること。	必須		
	1-14	転入新規フラグが管理できることが望ましい。	任意		
	1-15	受給者証を出力できること。	必須		
	1-16	受給者情報を条件検索し、一覧画面表示ができること。	必須		
1-17	受給者情報を条件検索した結果をエクセル又はCSV形式で出力できること。	必須			
変更申請	2-01	新規申請と同様の項目が管理できること。	必須		
	2-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	2-03	変更申請の入力中であっても、変更前の受給者証を出力できること。	必須		
	2-04	変更理由が管理できること。	必須		
	2-05	申請の決裁管理ができること。	必須		
	2-06	履歴情報を保持できること。	必須		
記載事項 変更届	3-01	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	3-02	履歴情報を保持できること。	必須		
	3-03	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。	必須		
更新申請	4-01	新規申請と同様の項目が管理できること。	必須		
	4-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	4-03	変更申請と更新申請が同時に管理できること。	必須		
	4-04	更新申請の入力中であっても、更新前の受給者証を出力できること。	必須		
	4-05	申請の決裁管理ができること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。	必須		
	4-06	履歴情報を保持できること。	必須		
	4-07	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。	必須		
再交付	5-01	既存台帳情報を表示し、交付年月日の上書き入力ができること。	必須		
	5-02	申請の決裁管理ができること。	必須		
	5-03	履歴情報を保持できること。	必須		
失効	6-01	既存台帳情報を表示し、失効・資格喪失情報を入力できること。	必須		
	6-02	失効理由を入力できること。	必須		
契約医療機 関	7-01	医療機関マスタを設け、次の項目を管理できること。 「医療機関名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医療機関コード」「契約医療機関番号」「医療機関区分」「診療科名」「契約区分」	必須		
	7-02	開設者情報「名称」「郵便番号」「所在地」「代表者職氏名」「電話番号」	必須		
	7-03	日付管理「当初契約年月日」「有効期間」「廃止年月日」「休止年月日」	必須		
	7-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。	任意		
	7-05	指定状態を管理できること。	必須		
	7-06	履歴情報を保持できることが望ましい。	任意		
	7-07	有効期間等を指定した契約医療機関の条件検索、データ抽出が可能であること。	必須		
	7-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。	必須		
医療費 情報	8-01	受給者番号をキーに、医療費情報の管理ができること。	必須		
	8-02	国民健康保険連合会、診療報酬支払基金の連名簿データの取込が行えること。	必須		
	8-03	期間や疾患番号等を指定した医療費の条件検索、データ抽出ができること。	必須		
	8-04	医療費情報集計結果のエクセル又はCSV出力ができること。	必須		
マスタ 管理	9-01	疾患情報「疾患名」「疾患番号」のマスタ管理ができること	必須		
	9-02	保険者情報「保険者名」「保険者種別」のマスタ管理ができること。	必須		
	9-03	市町村民税額、本人年収に応じた階層区分のマスタ管理ができること。	必須		
	9-04	階層区分、軽減区分に応じた負担上限月額のマスタ管理ができること。	必須		
	9-05	その他、各種コードのマスタ管理ができること。	必須		
帳票出力	10-1	別紙4「出力帳票一覧」に示す帳票が出力できること。 なお、参考に現行帳票の様式を示すが、詳細は静岡県と協議の上決定すること。	必須		
	10-2	決裁日、申請種別等を選択して、交付者一覧表、受給者証が出力できること。	必須		
情報連携	11-1	PMH対応のため、受給者証情報の副本登録を行う場合、対応が可能であることが望ましい。 (別契約でのシステム改修を想定)	任意		

区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
【小児慢性特定疾病受給者管理システム】					
区分	No.	内 容	必須/任意	可否	提案書頁
新規申請	1-01	次の項目を管理できること。 受給者情報「受給者番号」「受給者氏名」「受給者氏名カナ」「生年月日」「年齢」「郵便番号」「住所」「電話番号」「個人番号」「統合宛名番号」「メモ欄」 受給者氏名、受給者カナについては、入力可能字数が30字ほどはあることが望ましい。	必須		
	1-02	加入医療保険情報「保険種別」「保険者名」「記号・番号」「適用区分」「被保険者氏名」「被保険者氏名カナ」	必須		
	1-03	申請者情報「申請者氏名」「申請者氏名カナ」「受診者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」	必須		
	1-04	問合せ先情報（項目は「問合せ先氏名」「問合せ先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」が記載できることが望ましい。）	任意		
	1-05	送付先情報「送付先氏名」「送付先氏名カナ」「受診者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」「特記事項」 なお、「別送の有無」が管理できることが望ましい。	必須		
	1-06	申請者情報・問合せ先情報・送付先情報は、受給者情報から複写入力ができることが望ましい。	任意		
	1-07	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。	任意		
	1-08	疾患情報「疾患番号」「疾患枝番号」「疾患名」「診断年月日」	必須		
	1-09	負担上限月額情報「軽減区分」「本人年収」「生活保護情報」「氏名」「続柄」「市町村民税額」「負担上限月額」「按分後負担上限月額」 負担上限月額は、軽減区分・本人年収・市町村民税額から自動判定できることが望ましい。	必須		
	1-10	その他情報「特記事項」	必須		
	1-11	登録者証情報「受理年月日」「有効期間開始年月日」	必須		
	1-12	医療機関情報「医療機関名」「指定医療機関番号」「郵便番号」「所在地」「電話番号」	必須		
	1-13	日付管理「受理年月日」「交付年月日」「給付開始年月日」「有効期間」	必須		
	1-14	申請の審査状態に関する決裁管理機能を有すること。	必須		
	1-15	新規認定の場合、疾患番号に基づき受給者番号の自動採番ができること。	必須		
	1-16	支給認定基準世帯員の個人番号が管理できること。	必須		
	1-17	複数疾患情報が管理できること。	必須		
	1-18	転入新規フラグが管理できること。	必須		
	1-19	受給者証を出力できること。	必須		
	1-20	受給者情報を条件検索し、一覧画面表示ができること。	必須		
	1-21	受給者情報を条件検索した結果をエクセル又はCSV形式で出力できること。 なお、出力されたデータには決裁状況欄を作成すること。	必須		
	1-22	情報連携で取得した氏名、住所、課税情報、加入医療保険情報を、任意に受給者台帳へ反映できる機能があることが望ましい。	任意		
変更申請	2-01	新規申請と同様の項目が管理できること。	必須		
	2-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	2-03	変更申請の入力中であっても、変更前の受給者証を出力できること。	必須		
	2-04	変更理由が管理できること。	必須		
	2-05	申請の決裁管理ができること。	必須		
	2-06	履歴情報を保持できること。	必須		
記載事項 変更届	3-01	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	3-02	履歴情報を保持できること。	必須		
	3-03	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。	必須		
更新申請	4-01	新規申請と同様の項目が管理できること。	必須		
	4-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。	必須		
	4-03	変更申請と更新申請が同時に管理できること。	必須		
	4-04	更新申請の入力中であっても、更新前の受給者証を出力できること。	必須		
	4-05	申請の決裁管理ができること。	必須		
	4-06	履歴情報を保持できること。	必須		
再交付	5-01	既存台帳情報を表示し、交付年月日の上書き入力ができること。	必須		
	5-02	申請の決裁管理ができること。	必須		
	5-03	履歴情報を保持できること。	必須		
失効	6-01	既存台帳情報を表示し、失効・資格喪失情報を入力できること。	必須		
	6-02	失効理由を入力できること。	必須		
登録者証	7-01	患者台帳情報から検索表示ができること。	必須		
	7-02	登録者証情報を管理できること。	必須		
	7-03	履歴情報を保持できること。	必須		
	7-04	登録者証を出力できること。	必須		
指定医	8-01	次の項目を管理できること。 「指定医氏名」「指定医氏名カナ」「郵便番号」「指定医住所」「指定医番号」「指定医区分」「主たる勤務先名称」「主たる勤務先所在地」「従たる勤務先名称」「診療科」「従たる勤務先所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医籍登録番号」「医籍登録年月日」「専門医資格」「学会名」「指定医研修の名称」「指定医研修修了日」「特記事項」	必須		
	8-02	勤務先情報は、指定医療機関情報から引用入力できることが望ましい。	任意		
	8-03	日付管理「当初指定年月日」「有効期間」	必須		
	8-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。	任意		
	8-05	指定状態を管理できること。	必須		
	8-06	履歴情報を保持できることが望ましい。	任意		
	8-07	有効期間等を指定したデータ抽出が可能であること。	必須		
	8-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。	必須		
指定医療機関	9-01	次の項目を管理できること。 「医療機関名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医療機関コード」「指定医療機関番号」「指定医療機関区分」「診療科名」	必須		
	9-02	開設者情報「名称」「郵便番号」「所在地」「代表者職氏名」「電話番号」	必須		
	9-03	日付管理「申請年月日」「指定年月日」「有効期間」「変更年月日」「更新年月日」「辞退年月日」「廃止年月日」「休止年月日」「取消年月日」	必須		
	9-04	指定状態を管理できること。	必須		
	9-05	履歴情報を保持できることが望ましい。	任意		
	9-06	有効期間等を指定したデータ抽出が可能であること。	必須		
	9-07	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。	必須		
医療費 情報	10-01	受給者番号をキーに、医療費情報の管理ができること。	必須		
	10-02	国民健康保険連合会、診療報酬支払基金の連名簿データの取込が行えること。	必須		
	10-03	医療費の条件検索ができること。	必須		
	10-04	医療費のエクセル又はCSV出力ができること。	必須		

区分	No.	要件	必須/任意	可否	提案書頁
情報連携	11-1	番号法に基づく特定個人情報の情報照会の依頼データが出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> 「1 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項」 「2 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」 「15 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」 「17 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」 「31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」 「52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」 「23 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報」 「78 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報」 	必須		
	11-02	番号法に基づく特定個人情報の副本登録用のデータを抽出できること。 <ul style="list-style-type: none"> 「23 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報」 「78 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報」 	必須		
	11-03	PMH対応のため、受給者証情報の副本登録を行う場合、対応が可能であること。（別契約でのシステム改修を想定）	必須		
マスタ管理	12-01	疾患情報「疾患名」「疾患番号」のマスタ管理ができること	必須		
	12-02	保険者情報「保険者名」「保険者種別」のマスタ管理ができること。	必須		
	12-03	市町村民税額、本人年取に応じた階層区分のマスタ管理ができること。	必須		
	12-04	階層区分、軽減区分に応じた負担上限月額のマスタ管理ができること。	必須		
	12-05	その他、各種コードのマスタ管理ができること。	必須		
帳票出力	13-01	別紙4「出力帳票一覧」に示す帳票が出力できること。 なお、参考に現行帳票の様式を示すが、詳細は静岡県と協議の上決定すること。	必須		
	13-02	決裁日、申請種別等を選択して、交付者一覧表、受給者証が出力できること。	必須		
	13-03	番号法に基づく特定個人情報の情報照会結果を帳票として出力できること。	必須		
	13-04	災害時要援護者支援情報を管理するリストが出力できることが望ましい。	任意		

(様式6)

参加辞退届

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(提出者) 所在地
商号又は名称
代表者名

印

下記の理由により、静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託に係る提案競技への参加を辞退します。

記

(理由)

(別紙1)

提案書評価基準

1 評価基準

(1) 次の各要件に該当するもののうち、「2評価の方法」によって得られた数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い提案者を、優先交渉権者とし、契約交渉を行うものとする。

①「システム再構築費用」の見積価格が、契約限度額の範囲内であること。

②提案に係る性能、機能、技術等が、仕様書において明らかにした技術的要件の要求要件を全て満たしていること。

(2) 総合評価点の最も高い提案者が2人以上あるときは、当該提案者にくじを引かせて優先交渉権者を定める。

2 評価の方法

(1) 総合評価点

総合評価点は、点数については、250点満点とし、点数配分の内訳は、以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点 (配点 125)} + \text{技術点 (配点 125)}$$

(2) 価格点

価格点は、見積書内訳書における各項目の金額(税抜)を次の計算式により算定する。

なお、小数点第一位を切り捨てるものとする。

$$\text{価格点} = 75 \times (1 - (A + B) / 55,000,000) + 50 \times (1 - (C \times 7) / 36,680,000)$$

A : システム再構築費用(円) ※本企画提案の見積限度額に対応する費用

B : PMHシステムとの連携機能に係る追加改修費用(円)

C : 令和8年度以降に想定するシステム年間保守費用(円)

(3) 技術点

技術点は、評価委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を、3技術評価に基づき評価し、点数化する。

3 技術評価

大項目	中項目	仕様書 章番号	評価事項	配点
基本方針	調達目的	1.3	将来の制度改正を想定した拡張性の高いシステムを実現する提案となっているか。	10
		1.3	マイナンバー利用のための高い信頼性、安全性を確保する提案となっているか。	10
	実績	1.6.2	複数の地方自治体において利用されているパッケージソフトをベースとした提案となっているか。	5
機能要件	画面表示	2.2	視認性に配慮し、直観的でわかりやすいデザインとなっているか。	5
	入力支援	2.3	情報連携で取得した情報や、入力済みの受給者情報からの複写等により、文字入力を省力化する仕組みとなっているか。	10
		2.4		
		2.5		
	判定支援	2.3	負担上限月額を自動判定できる仕組みとなっているか。	5
2.4				
2.5				
決裁管理	2.3	決裁管理において、処理漏れを防ぐ仕組みについての有用な提案がされているか。	10	
	2.4			
2.5				
要援護者支援	2.3	災害時要援護者情報を管理する仕組みについて、有用な提案がされているか。	10	
	2.5			
システム要件	処理方式	3.7	特定のソフトウェアやブラウザ環境等に依存しない方式で構築する仕組みとなっているか。	5
	拡張性	3.9	法改正に伴う改修を加えやすいよう、項目や数値がパラメータで変更できる仕組みとなっているか。	5
	セキュリティ	4	セキュリティについての考え方及び対策について、具体的に示されているか。	10
開発体制	役割分担	7.2	受託者と県の作業範囲が明確に提案され、県作業の負担軽減に繋がる提案がされているか。	10
	業務管理	7.3	開発スケジュールの進捗管理、品質管理について、方法が具体的に示され、実現性の高い提案がされているか。	5
教育・研修要件		8	研修実施、手引書作成の方針について、具体的な提案がされているか。	5
保守・サービスレベル要件	保守	9	保守の対応方針、障害保守の考え方について、具体的な提案がされているか。	5
	サービスレベル	10	サービスレベルを満たすための仕組みについて、具体的な提案がされているか。	5
その他		—	仕様書に記載されていないものの、本調達に関して県に有用な提案が具体的に示されているか。	10
配点上限				125

提案書等作成要領

1 提案書

(1) 形式

ア 提案書の形式は、原則A4版とし、表紙及び目次を除き、50枚（両面印刷100ページ）以内とする。必要に応じてA3版の使用も可とするが、A3版1枚=A4版2枚として枚数換算すること。

イ 表紙及び目次を除き、通し番号の頁数を付すること。

ウ フォントサイズは、11ポイント以上とすること。

(2) 内容

次に掲げる項目順に作成すること。

区分	提案項目	記載内容
1	基本方針	システムの開発について、提案者の基本的な考え方と、その実現のために提供する取組内容を記載すること。 <ul style="list-style-type: none">・保守を含めたトータルコスト及びコスト削減のための提案の考え方・利便性向上のための提案の考え方
2	開発要件	本業務において想定している開発の進め方について記載すること。 <ul style="list-style-type: none">・業務スケジュール・開発体制（業務実施の体制と主要なメンバーの役割）・統括責任者（予定者）のプロジェクトマネジメントの経験・提案者と県側の役割分担（想定される作業量）・品質管理、ドキュメント管理の手法
3	システム要件	システムの構成等について、下記の項目を中心に記載すること。 <ul style="list-style-type: none">・ユーザーインターフェース・拡張性（将来の法改正等を見据えた設計）・セキュリティ対策
4	機能要件	提案するシステムの機能について、業務効率化につながると考える機能を具体的に記載すること。 <ul style="list-style-type: none">・指定難病医療受給者管理システムに関すること。・特定疾患医療受給者管理システムに関すること。・小児慢性特定疾病受給者管理システムに関すること。・情報連携に関すること。
5	データ移行要件	データ移行について、提案者と県側の役割分担を中心に記載すること。
6	教育・研修要件	研修環境構築、手引書作成、研修について、具体的に記載すること。
7	独自提案	その他、県に有用な独自提案があれば記載すること。

2 提案書・要約版

(1) 形式

- ア 提案書の形式は、A4版とし、表紙を除き10枚（両面印刷20ページ）以内とする。
- イ 表紙を除き、通し番号の頁数を付すること。
- ウ フォントサイズは、11ポイント以上とすること。

(2) 内容

- 1 (2) の概要を記載すること。

3 見積書

- (1) 見積書の形式は、A4版とし、「業務名」「契約希望金額」「税抜金額」「消費税及び地方消費税額」「作成日」「商号又は名称」「所在地」「代表者職氏名」を記載すること。
- (2) 見積書の宛名は、「静岡県知事」あてとすること。
- (3) 見積書の金額は、システム再構築に係る費用を記載すること。なお、「PMHシステムとの連携機能に係る追加改修費用」及び「令和8年度以降に想定するシステム年間保守費用」は、契約希望金額に含めないこと。

4 見積内訳書（様式4）

- (1) 見積書の積算内訳を記載すること。
- (2) 人件費については、項目毎に人工数（人・月）を記載すること。物件費については、項目及び数量を積算内訳に記載すること。
- (3) 「PMHシステムとの連携機能に係る追加改修費用」及び「令和8年度以降に想定するシステム年間保守費用」の想定金額を記載すること。

5 機能チェックリスト（様式5）

仕様書の項目ごとに、対応の可否と企画提案書の記載頁を記載すること。

令和 年 月 日

機密保持誓約書

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
参加希望者 商号又は名称
代表者職氏名

印

静岡県（以下「甲」という。）が行う「令和7年度静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託」の提案競技参加に関する機密保持について、参加希望者（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

（目的）

第1条 乙は、「令和7年度静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム再構築業務委託」に関する提案競技（以下「本提案競技」という。）の履行に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持するために機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第2条 本提案競技の履行における機密情報は、甲が本提案競技の履行のために必要があると認めて、機密表示をし、開示するすべての情報及び乙が本提案競技の履行上知り得た甲の一切の情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- （1）開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- （2）乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- （3）第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- （4）開示の時点ですでに乙が保有している情報
- （5）開示及び本業務上知り得たすべての機密情報によらず、乙が独自に創作した情報

（機密保持）

第3条 乙は、甲から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

- 2 乙は、本提案競技の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、本提案競技の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

（第三者への開示）

第5条 乙は、本提案競技の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。

3 第1項の場合の他に、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外として第三者に開示することができるものとする。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他乙に対して本誓約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(2) 法令又は政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会その他これらに準ずるために基づき乙に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(乙の責任)

第6条 乙は、本提案競技を履行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害してはならない。

2 前項の場合、第三者より甲に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、乙の自己の責任及び費用でこれを解決するものとする。

3 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連帯して、甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第7条 乙は、甲より請求された場合又は本提案競技の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第8条 乙は、本提案競技の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙又は第5条で乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

(協議解決)

第10条 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上